

厚生労働省発老 0126 第 10 号
令和 8 年 1 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る
社会福祉施設等設備災害復旧費（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の
国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和七年八月五日から九月二十一日ま
での間の豪雨及び暴風雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金
（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」により行うこととされ、令和七年
八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害が発生した日から適
用することとされたので通知する。

(別紙)

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る
社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）
交付要綱

(通則)

- 1 令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災した介護事業所・施設等の事業再開に対する支援を図り、被災地における介護サービスの提供体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災都道府県

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた施設の所在する都道府県をいう。

(2) 被災地方公共団体

被災都道府県並びに被災都道府県の管内の指定都市及び中核市をいう。

(3) 被災事業所等

被災地方公共団体の区域に設置される、表1の第1欄に定める事業所及び施設等であって、同表の第2欄に掲げるもののうち、令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により、備品設備等に被害を受けたものをいう。

(表1)

1 事業所及び施設等	2 定義
訪問介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい

	う。)に規定する訪問介護を提供する事業所をいう。
訪問入浴介護事業所	法に規定する訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護を提供する事業所をいう。
訪問看護事業所	法に規定する訪問看護又は介護予防訪問看護を提供する事業所をいう。
訪問リハビリテーション事業所	法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供する事業所をいう。
通所介護事業所	法に規定する通所介護を提供する事業所をいう。
通所リハビリテーション事業所	法に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを提供する事業所をいう。
短期入所生活介護事業所	法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供する事業所をいう。
短期入所療養介護事業所	法に規定する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を提供する事業所をいう。
特定施設入居者生活介護事業所	法に規定する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する事業所をいう。
福祉用具貸与事業所	法に規定する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を提供する事業所をいう。
居宅介護支援事業所	法に規定する居宅介護支援を提供する事業所をいう。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所をいう。
夜間対応型訪問介護事業所	法に規定する夜間対応型訪問介護を提供する事業所をいう。

地域密着型通所介護事業所	法に規定する地域密着型通所介護を提供する事業所をいう。
認知症対応型通所介護事業所	法に規定する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を提供する事業所をいう。
小規模多機能型居宅介護事業所	法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する事業所をいう。
認知症対応型共同生活介護事業所	法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業所をいう。
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所	法に規定する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を提供する事業所をいう。
養護老人ホーム	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホームをいう。
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームをいう。
軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホームをいう。
介護老人保健施設	法に規定する介護老人保健施設をいう。
介護医療院	法に規定する介護医療院をいう。
地域包括支援センター	法に規定する地域包括支援センターをいう。

（交付の対象）

- 4 この補助金は、次に掲げる介護事業所・施設等復旧支援事業を交付の対象とする。
- （1）被災地方公共団体が設置する被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業
 - （2）被災地方公共団体の区域内において被災事業所等を設置する市区町村（指定都

市及び中核市を除く。以下6において同じ。)又は民間事業者に対し、その被災事業所等の事業再開に要する経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(交付の対象外費用)

- 5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
 - (2) 施設整備を目的とする事業(土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む)。
 - (3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用(敷金、保証金等)。
 - (4) 高齢者に対する介護サービスの提供に資することのないもの。
 - (5) 令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの(当該備品購入が、効率的な介護サービス等の提供に資する場合を除く)。
 - (6) 福祉用具貸与事業所の備品のうち、その貸与により、法第40条に規定する介護給付又は法第52条に規定する介護予防給付の対象となるもの。
 - (7) その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

(交付額の算定方法)

- 6 この補助金の交付額は、被災事業所等を設置する被災地方公共団体、市区町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 4の(1)の事業(直接補助事業)

表2の第1欄の区分に定める被災事業所等ごとの数に第2欄の基準額を乗じたものを合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

- (2) 4の(2)の事業(間接補助事業)

ア 表2の第1欄の区分に定める被災事業所等(被災地方公共団体の区域(当該被災地方公共団体が都道府県である場合は、指定都市及び中核市の区域を除く)に設置されるものに限る)ごとの数に第2欄の基準額を乗じたものを合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(表2)

1 区分	2 基準額	3 対象経費
訪問介護事業所	3,500 千円	当該被災事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。）、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
訪問入浴介護事業所	4,900 千円	
訪問看護事業所	3,500 千円	
訪問リハビリテーション事業所	3,500 千円	
通所介護事業所	3,100 千円	
通所リハビリテーション事業所	3,100 千円	
短期入所生活介護事業所	2,400 千円	
短期入所療養介護事業所	2,400 千円	
特定施設入居者生活介護事業所	2,600 千円	
福祉用具貸与事業所	3,100 千円	
居宅介護支援事業所	1,700 千円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3,500 千円	
夜間対応型訪問介護事業所	3,800 千円	
地域密着型通所介護事業所	3,100 千円	
認知症対応型通所介護事業所	3,100 千円	
小規模多機能型居宅介護事業所	3,800 千円	

認知症対応型共同生活介護事業所	2,800 千円	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所	3,800 千円	
養護老人ホーム	2,600 千円	
特別養護老人ホーム	2,600 千円	
軽費老人ホーム	2,600 千円	
介護老人保健施設	2,600 千円	
介護医療院	2,600 千円	
地域包括支援センター	1,700 千円	

（交付の条件）

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3） 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （4） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （5） 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （6） 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （7） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1)から(9)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(6)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。
- (12) 都道府県又は指定都市及び中核市は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - ア (1)から(7)に掲げる条件。この場合において、(1)から(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、(6)中「国庫」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、(5)中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事の承認」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市長の承認」と、読み替えるものとする。
 - イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事(指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。)に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を都道府県(指定都市又は中核市が補助を行う場合は市)に納付しなければならない。

(13) (11)又は(12)により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(14) (11)又は(12)により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 厚生労働大臣は、8又は9に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで、別紙様式3による事業実績報告書に關係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度4月30日までに、別紙様式4の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、6、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。